

議第182号

滋賀県道路公社が行う有料道路事業の変更について
上記の議案を提出する。

平成27年11月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県道路公社が行う有料道路事業の変更について

滋賀県道路公社から次のとおり琵琶湖大橋有料道路事業を変更することについて、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第1項の規定に基づき同意を求められたので、これに同意することにつき、同条第2項の規定に基づき、議決を求める。

1 路線名および工事の区間

(1) 路線名

国道477号、県道守山栗東線

(2) 工事の区間

滋賀県栗東市林から滋賀県大津市真野普門二丁目まで

(3) 延長

15.4キロメートル

(うち変更に係る工事の延長 4.2キロメートル)

2 工事予算

変更前

34,880,000,000円

変更後

43,280,000,000円

(変更増 8,400,000,000円)

3 工事方法

橋りょう補強、道路改築およびETC設置

橋りょう基礎耐震補強工、道路拡幅工、ETC設置工

4 変更増に係る工事の着手および完成の予定年月日

着手予定年月日 平成28年3月1日

完成予定年月日 平成41年3月30日

5 料金

変更前

(通行1台1回につき 単位 円)

車 種	普 通 車	大 型 車 I	大 型 車 II	軽自動車等	軽 車 両 等
料 金	2 0 0	3 0 0	7 1 0	1 5 0	2 0

- 回数券の割引率は、2割以内とする。ただし、大量の通勤者および通学者等の通行に資すると認められる路線バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定により免許を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）については、特別措置として回数券の割引率を3割とする。
- 障害者割引については、以下のとおりとする。

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村および特別区が設置したものに限る。）または当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳または療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）または（ロ）の要件を満たすものとして、滋賀県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号または車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車。

- 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人またはその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、滋賀県道路公社が別に定めるもの。
- 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級または「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき滋賀県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者またはその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、滋賀県道路公社が別に定めるもの。

ロ 割引率および支払い方法

割引率は50パーセント以下とし、支払い方法は現金または障害者通行券とする。

変更後

（通行1台1回につき 単位 円）

車 種	普 通 車	大 型 車 I	大 型 車 II	軽自動車等	軽 車 両 等
料 金	1 5 0	2 0 0	5 0 0	1 0 0	1 0

- 1 回数券の割引率は、2割以内とする。ただし、大量の通勤者および通学者等の通行に資すると認められる路線バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定により許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）については、特別措置として回数券の割引率は、3割以内とする。
- 2 ETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。）を利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合の割引率は、2割以内とする。ただし、路線バスについては、ETCコーポレートカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社および西日本高速道路株式会社が定めたETCコーポレートカード利用約款に基づき発行されたETCカード（省令第4条第1項第1号に規定する識別カードをいう。以下同じ。）をいう。）を使用する場合の割引率は、3割以内とする。
- 3 障害者割引については、以下のとおりとする。

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村および特別区が設置したものに限る。）または当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳または療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）または（ロ）の要件を満たすものとして、滋賀県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号または車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車。

- （イ） 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人またはその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、滋賀県道路公社が別に定めるもの。
- （ロ） 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級または「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）の第三に定める障害の程度に基づき滋賀県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者またはその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、滋賀県道路公社が別に定めるもの。

ロ 割引率および支払方法

割引率は5割以内とし、支払方法は現金、障害者通行券またはE T Cシステムの利用による納付とする。

なお、E T Cシステムの利用による納付については、滋賀県道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされたE T Cカードと車載器（省令第4条第1項第1号に規定する車載器をいう。）をともに使用する場合に限るものとする。

- 4 この料金は、平成28年4月1日から適用する。ただし、E T Cシステムの利用に係る部分は、E T Cシステムの供用開始の日から適用する。

6 料金の徴収期間

変更前

供用開始の日（昭和39年9月28日）
から57年間

変更後

供用開始の日（昭和39年9月28日）
から平成41年8月4日まで